

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

### 規 則

○水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則(四二・水産漁港課)……………1

### 規 則

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成十九年三月三十日  
秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第四十二号

水産業協同組合法施行細則の一部を改正する規則

水産業協同組合法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「昭和二十三年法律第二百四十二号。」を削り、「平成五年大蔵省、農林水産省令第二号」を「平成五年大蔵省・農林水産省令第二号」に改める。

第二条中「もの(地区が県の区域以上にわたるものを除く。)」を「者」に改める。

第二十条の見出しを「(書類の経由及び通数)」に改め、同条中「書類は、」を「書類(以下「書類」という。)」は、当該「管轄する」を「所管する」に改め、同条に次の一項を加える。

2 書類の通数は、正副二通とする。

第二十条を第三十五条とする。

第十条から第十九条までを削る。

第九条の見出しを「(合併の認可の申請)」に改め、同条第二項を削り、同条第一項中「組合は、」を削り、「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改め、「以下同じ」及び「組合の」を削り、「ときは、合併認可申請書(様式第八号)」を「組

合(法第十一条第一項第四号、第八十七条第一項第四号、第九十三条第一項第二号及び第九十七条第一項第二号の事業を行う組合を除く。)(合併によって組合を設立する場合にあつては、設立委員)は、別に定める様式による申請書」に改め、「添えて」の下に、「これを」を加え、同項後段を削り、同項各号を次のように改める。

#### 一 理由書

二 合併を議決した総会の議事録の謄本

三 合併契約書の写し

四 法第六十九条第四項(法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。次号において同じ。)(において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表

五 出資組合にあつては、法第六十九条第四項において準用する法第五十三条第二項又は第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

六 合併後存続する組合の定款(合併によって組合を設立する場合にあつては、当該組合の定款)、事業計画書、組合員数又は会員数、役員の履歴書及び事務所的位置を記載した書面

七 合併に至るまでの経緯を記載した書面

八 その他知事が必要と認める書類

第九条第一項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

信用事業省令第五十条第一項の認可申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。

2 信用事業省令第五十条第一項の認可申請書には、同項各号に掲げる書面のほか、合併に至るまでの経緯を記載した書面を添付しなければならない。

第九条を第二十八条とし、同条の次に次の六条を加える。(権利義務の承継の認可の申請)

第二十九条 法第九十一条の三第二項(法第百条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。)(において準用する法第六十九條第二項の規定により権利義務の承継の認可を受けようとする漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会(以下「連合会」という。))は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 理由書

二 権利義務の承継を議決した総会の議事録の謄本

三 権利義務承継契約書の写し

四 被承継人である連合会の財産目録及び貸借対照表

五 法第九十一条の三第二項において準用する法第六十九条第

四項において準用する法第五十三条第二項及び第五十四条第二項に規定する手続を経たことを証する書面

六 法第九十一条の三第一項各号(法第百条第五項において準用する場合を含む。)(のいずれにも該当しないことを証する書面

七 権利義務の承継に至るまでの経緯を記載した書面

八 その他知事が必要と認める書類

(清算終了の届出)

第三十条 解散した組合の清算人は、当該組合の清算が終了したときは、その日から二週間以内(別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。)

一 法第七十六条第一項(法第八十六条第四項、第九十二条第五項、第九十六条第五項及び第百条第五項において準用する場合を含む。)(の決算報告(以下「決算報告」という。))

二 決算報告の承認に係る総会の議事録の謄本

三 登記事項証明書

(登記に関する届出)

第三十一条 組合は、法百一条から第七七条までの規定による登記をしたときは、その日から二週間以内(別に定める様式による届出書に登記事項証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。)

(検査の請求)

第三十二条 法百二十三条第一項の規定により検査を請求しようとする組合員は、別に定める様式による請求書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 当該請求に同意した組合員の名簿

二 当該請求に同意した組合員が当該組合の組合員であること(身分を示す証明書の携帯等)

第三十三条 法百二十三条第一項から第五項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

(議決の取消しの請求等)

第三十四条 法百二十五条第一項の規定により議決又は選挙若しくは当選の取消しの請求をしようとする組合員は、別に定める様式による請求書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 当該請求に同意した組合員の名簿

二 当該請求に同意した組合員が当該組合の組合員であること(身分を示す証明書の携帯等)

第八条の見出しを「(解散の決議の認可の申請)」に改め、同条中「組合は、」を削り、「第八十六条第五項」を「第八十六条第四項」に改め、「組合の」を削り、「ときは、解散決議認可申請書(様式第七号)」を「組合は、別に定める様式による申請書」に改め、「添えて」の下に、「これを」を加え、同条各号を次のように改める。

- 一 理由書
  - 二 解散を議決した総会の議事録の謄本
  - 三 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
  - 四 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
  - 五 その他知事が必要と認める書類
- 第八条を第二十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

**(解散の届出)**

**第二十七条** 法第六十八条第五項(法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。)(又は第九十一条の二第五項(法第百条第五項において準用する場合を含む。))の規定による解散の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

- 2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
    - 一 理由書
    - 二 解散を議決した総会の議事録の謄本
    - 三 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
    - 四 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
    - 五 その他知事が必要と認める書類
- 第七条の見出しを「(設立の認可の申請)」に改め、同条前段を次のように改める。

前項の申請書には、法第六十三条第一項に規定する書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

第七条後段中「あつて」を「あつて」に、「添えなければ」を「添付しなければ」に改め、同条中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

- 一 理由書
- 第七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。
- 七 その他知事が必要と認める書類
- 第七条第八号及び第九号を削り、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。
- 法第六十三条第一項(法第八十六条第三項、第九十二条第四項、第九十六条第四項及び第百条第四項において準用する場合

を含む。以下同じ。)(の規定による設立の認可の申請は、別に定める様式による申請書により行うものとする。

第七条を第二十四条とし、同条の次に次の一条を加える。  
(破産手続開始の決定による解散の届出等)

**第二十五条**

組合は、法第六十八条第一項第三号若しくは第四号(これらの規定を法第八十六条第四項及び第九十六条第五項において準用する場合を含む。)(又は第九十一条の二第一項第三号若しくは第四号(これらの規定を法第百条第五項において準用する場合を含む。))の規定により解散したときは、その日から二週間以内(別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。)

- 一 理由書
- 二 清算人の氏名、住所及び経歴を記載した書面
- 三 解散時の財産目録、貸借対照表及び損益計算書
- 四 解散時の組合員の名簿
- 五 組合の登記事項証明書
- 六 破産手続開始の決定による解散の場合にあつては、当該決定を証する書面の写し

第六条の見出しを「(定款の変更の認可の申請)」に改め、同条第一項中「組合は、」を削り、「含む」の下に「第三項において同じ」を、「の認可」の下に「(次項及び第三項に係るものを除く。)」を加え、「ときは、定款変更認可申請書(様式第四号)」を「組合は、別に定める様式による申請書」に改め、「添えて」の下に、「これを」を加え、同項各号を次のように改める。

- 一 理由書
  - 二 新旧条文の対照表
  - 三 変更後の定款
  - 四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本
  - 五 その他知事が必要と認める書類
- 第六条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。
- 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可(出資一口の金額の減少のためのものに限る。)(を受けようとする出資組合(組合員に出資をさせる組合をいう。以下同じ。))は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

第六条第二項第三号中「記載した」を「経たこと又は法第五十条第二項ただし書(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)(に規定する債権者を害するおそれがないことを証する)」に改め、同条を同項第七号とし、同項第二号中「含む」の下に

「以下この号において同じ」を、「写し及び」の下に「法第五十三条第二項の規定による」を加え、同条を同項第六号とし、同項第一号を同項第五号とし、同項に第一号から第四号までとして次の四号を加える。

- 一 理由書
  - 二 新旧条文の対照表
  - 三 変更後の定款
  - 四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本
  - 五 第六条第二項に次の一号を加える。
  - 八 その他知事が必要と認める書類
- 第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第四十八条第二項の規定により定款の変更の認可(法第七十条第一項の規定により漁業及びこれに附帯する事業を営もうとするためのものに限る。)(を受けようとする漁業協同組合は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。)

- 一 理由書
  - 二 新旧条文の対照表
  - 三 変更後の定款
  - 四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本
  - 五 法第七十条第一項及び第二項に定める条件を具備すること
  - 六 事業計画及び経営の方法を記載した書面
  - 七 貸借対照表及び損益計算書
  - 八 その他知事が必要と認める書類
- 第六条を第十八条とし、同条の次に次の五条を加える。  
(定款の変更の届出)

**第十九条** 法第四十八条第四項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第百条第三項において準用する場合を含む。)(の規定による定款の変更の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
  - 二 新旧条文の対照表
  - 三 変更後の定款
  - 四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本
  - 五 その他知事が必要と認める書類
- 第二十条** 組合は、総会が終了したときは、その日から二週間以内

内に別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 総会の議事録の謄本
- 二 総会の議案書

(信用事業の全部の譲渡の認可の申請等)

第二十一条 信用事業省令第四十三条第一項及び第四十四条第一項の認可申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。(信用事業の全部の譲渡の届出)

第二十二條 法第五十四条の二第七項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業の全部の譲渡の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。(共済事業の全部の譲渡の届出等)

第二十三條 法第五十四条の四第四項(法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第五十四条の二第七項の規定による共済事業の全部の譲渡又は共済契約の全部の移転の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 理由書
  - 二 当該譲渡又は移転を議決した総会の議事録の謄本
  - 三 当該譲渡又は移転に係る契約書の写し
  - 四 法第五十四条の二第六項(法第九十六条第三項において準用する場合を含む。)において準用する法第五十三条第一項の規定により作成した財産目録及び貸借対照表
  - 五 その他知事が必要と認める書類
- 第五条の見出しを「(一時理事の職務を行うべき者の選任等)」に改め、同条中「組合員その他の利害関係人は、」を削り、「、仮理事の」を「一時理事の職務を行うべき者の」に、「ときは、仮理事選任(総会(総代会 招集) 請求書(様式第三号)」を「組合員又は会員(以下「組合員」と総称する。)その他の利害関係人は、別に定める様式による請求書」に改め、同条を第十七条とする。
- 第四条の見出し中「認可申請」を「設定の認可の申請等」に改め、同条中「組合は、」、「又は第二項」及び「、変更又は廃止」を削り、「ときは、共済規程設定(変更、廃止) 認可申請書(様式第二号)」を「漁業協同組合及び水産加工工業協同組合は、別に定める様式による申請書」に改め、「添えて」の下に、「これを」を加え、同条各号を次のように改める。
- 一 理由書

- 二 共済規程
- 三 当該設定を議決した総会の議事録の謄本
- 四 定款
- 五 共済事業計画書

第四条に次の二項を加える。

2 法第十五条の二第二項(法第九十六条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により共済規程の変更の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工工業協同組合は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 理由書
  - 二 新旧条文の対照表
  - 三 変更後の共済規程
  - 四 当該変更を議決した総会の議事録の謄本(理事会の議決事項の場合にあつては、理事会の議事録の謄本)
- 3 法第十五条の二第二項の規定により共済規程の廃止の認可を受けようとする漁業協同組合及び水産加工工業協同組合は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。
- 一 理由書
  - 二 当該廃止を議決した総会の議事録の謄本
  - 三 合併により解散する組合以外の組合が申請する場合にあつては、廃止する共済規程
  - 四 当該廃止に伴う共済事業の処理の方針を明らかにする書面
- 第四条を第十二条とし、同条の次に次の四条を加える。
- (役員選任の終了の届出)

第十三條 組合は、法第三十四条第四項(法第八十六条第二項、第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による役員選任が終了したときは、その日から二週間以内に別に定める様式による届出書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 選挙録の写し
  - 二 投票録の写し
  - 三 開票録の写し
- (役員選任の認可の申請等)
- 第十四條 信用事業省令第三十八条の認可申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。
- (役員選任の届出等)
- 第十五條 組合は、役員選任又は退任があつたときは、その日から二週間以内に別に定める様式による届出書に役員選任の氏名、

経歴等を記載した書面を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(監査の報告)

第十六條 組合は、法第三十九条の五第一項(法第九十二条第三項、第九十六条第三項及び第九十六条第三項において準用する場合を含む。)の規定による監事又は経営管理委員の職務の執行についての監査を受けたときは、当該監査の終了の日から一月以内に別に定める様式による報告書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- 一 監査報告の写し
  - 二 当該監査に基づき組合が講じた措置を記載した書面
- 第三条の見出し中「認可申請」を「認可の申請」に改め、同条中「組合は、」を削り、「ときは、地方公共団体等に対する貸付の最高限度認可申請書(様式第一号)」に理事会議事録謄本を「組合は、別に定める様式による申請書に次に掲げる書類」に改め、「添えて」の下に、「これを」を加え、同条に次の各号を加える。
- 一 理由書
  - 二 法第十一条第八項、第八十七条第十項、第九十三条第七項又は第九十七条第八項の規定による貸付けを議決した理事会の議事録の謄本
  - 三 その他知事が必要と認める書類
- 第三条を第八条とし、同条の次に次の三条を加える。
- (信用供与等限度額を超えることの承認の申請)
- 第九條 信用事業省令第十六条第三項の承認申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。
- (合算信用供与等限度額を超えることの承認の申請)
- 第十條 信用事業省令第十九条第二項の承認申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。
- (特定関係者との間の取引の承認の申請等)
- 第十一條 信用事業省令第二十三条第一項の承認申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。
- 第二条の次に次の五条を加える。
- (資源管理規程の設定の認可の申請等)
- 第三條 省令第五条第一項及び第二項の申請書の様式は、別に定める様式によるものとする。
- (資源管理規程の廃止の届出)
- 第四條 令第三条第三項の規定による資源管理規程の廃止の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。
- (信用事業規程の設定の認可の申請等)
- 第五條 法第十一条の四第一項(法第九十二条第一項、第九十六

条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定により信用事業規程の設定の認可を受けようとする組合(漁業生産組合を除く。以下この条、第八条及び第十六条において同じ。)は、別に定める様式による申請書に、信用事業省令第五条第三項第一号イ及びロに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 信用事業規程

二 定款

三 信用事業計画書

2 法第十一条の四第三項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定による信用事業規程の変更の認可を受けようとする組合は、別に定める様式による申請書に、信用事業省令第五条第三項第二号イからハまでに掲げる書類のほか、変更後の信用事業規程を添付しなければならない。

3 法第十一条の四第三項の規定による信用事業規程の廃止の認可を受けようとする組合は、別に定める様式による申請書に、信用事業省令第五条第三項第三号イ及びロに掲げる書類のほか、次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

一 合併により解散する組合以外の組合が申請する場合にあつては、廃止する信用事業規程

二 当該廃止に伴う信用事業の処理の方針を明らかにする書面(信用事業規程の変更の届出)

第六条 法第十一条の四第四項(法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。)の規定による信用事業規程の変更の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 理由書

二 新旧条文の対照表

三 変更後の信用事業規程

四 当該変更を議決した総会(総代会を設けている場合にあっては、総代会。以下同じ。)の議事録の謄本(信用事業方法書の設定の届出等)

第七条 信用事業省令第五条第四項の規定による信用事業方法書の設定、変更又は廃止の届出は、別に定める様式による届出書により行うものとする。

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 当該設定の届出の場合 次に掲げる書類

(一) 理由書

(二) 信用事業方法書

(三) 当該設定を議決した理事会の議事録の謄本

二 当該変更の届出の場合 次に掲げる書類

(一) 理由書

(二) 新旧条文の対照表

(三) 変更後の信用事業方法書

四 当該変更を議決した理事会の議事録の謄本

三 当該廃止の届出の場合 次に掲げる書類

(一) 理由書

(二) 合併により解散する組合以外の組合が申請する場合にあつては、廃止する信用事業方法書

(三) 当該廃止を議決した理事会の議事録の謄本

様式第一号から様式第十二号までを削り、附則の次に次の様式を加える。



別記様式 身分証明書 (第33条関係)

(表面)

9センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属  
職 氏 名

年 月 日生

上記の者は、水産業協同組合法第123条第1項から第5項までの規定による検査をする職員であることを証明する。

年 月 日交付

秋田県知事 印

8センチメートル

(裏面)

水産業協同組合法抜粋

(業務又は会計状況の検査)

第123条 組合員が総組合員の10分の1以上の同意を得て、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあることを理由として検査を請求したときは、行政庁は、当該組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 行政庁は、組合の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程若しくは共済規程に違反する疑いがあると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

3 行政庁は、第11条第1項第4号若しくは第11号、第87条第1項第4号、第93条第1項第2号若しくは第6号の2、第97条第1項第2号又は第100条の2第1項第1号の事業を行う組合の事業の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

4 行政庁は、出資組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として、帳簿検査その他の検査をしなければならない。

5 行政庁は、前各項の規定により組合（漁業生産組合を除く。）の業務又は会計の状況を検査する場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該組合の子法人等又は信用事業受託者の業務又は会計の状況を検査することができる。

6 略

水産業協同組合法施行細則

(身分を示す証明書の携帯等)

第33条 法第123条第1項から第5項までの規定による検査をする職員は、その身分を示す別記様式による証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

附 則  
この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

発行者

秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 862-8766 FAX 863-0005  
E-mail: matsubara@natsubaransu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄

